

津市交通安全父母の会活動補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内における保護者による交通安全活動を推進することにより、交通事故のない安心で安全な地域づくりに寄与するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「交通安全父母の会」とは、本市の区域内において子どもの交通安全に係る事業を組織的かつ継続的に行う保護者で構成する団体をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「交通安全父母の会活動補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、市長が別に定める交通安全父母の会に対し、次に掲げる事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 交通安全運動その他交通安全に係る活動に要する費用
- (2) 交通安全に係る研修会又は講習会の開催に要する費用
- (3) 交通安全についての調査研究又は啓発指導活動に要する費用
- (4) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が3万円を超えるときは、3万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一年度につき1回限りとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年7月31日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交通安全父母の会が存在していることを証する規約、会則その他これに類する書類
- (2) 交通安全父母の会の代表者の住所及び氏名並びに構成員の人数を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 交付対象経費に要する費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。